



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：はっとり社会保険労務士事務所

〒635-0015 大和高田市幸町 3-3-211

TEL/FAX(0745)61-4284 Email:h-chan@leto.eonet.ne.jp

 2
2025

70 歳までの高年齢者就業確保措置 31.9%の企業が実施(厚労省の調査)

厚生労働省から、「令和 6 年 高年齢者雇用状況等報告」の集計結果が公表されました。

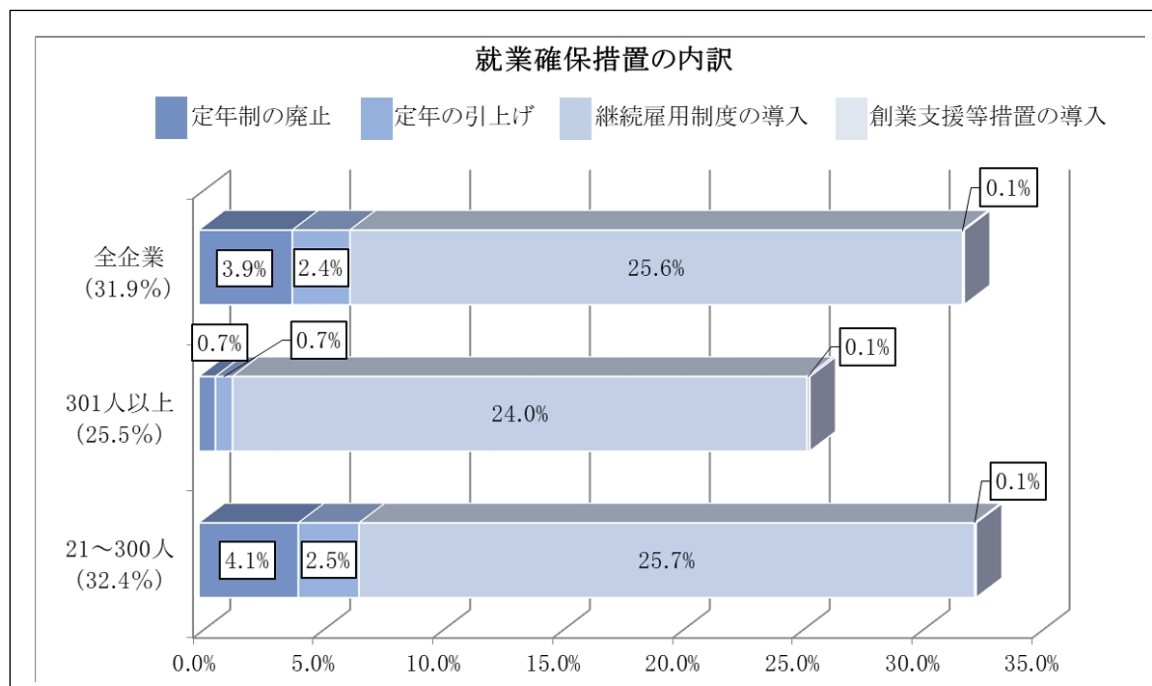
高年齢者雇用安定法では、65 歳までの雇用の確保を目的として、高年齢者雇用確保措置を講じるよう企業に義務付けているほか、70 歳までの就業機会の確保を目的として、高年齢者就業確保措置を講じるように努めることを企業に義務付けています。

今回の調査で、31.9%の企業が「高年齢者就業確保措置」を実施済みであったことが明らかに、話題になりました。その内訳なども含め、最新の動向を確認しておきましょう。

.....70 歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況／令和 6 年高年齢者雇用状況等報告より

【前提】高年齢者就業確保措置（就業確保措置）とは

高年齢者雇用安定法により、70 歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるように努めることが企業に義務付けられています。



☆ 令和 3 年 4 月から努力義務として施行された「高年齢者就業確保措置」について、実施済みの企業が着実に増加しているようです。

各企業において、人手不足に対応するため、高年齢者の雇用は避けて通れない課題だといえます。

保険料率の改定案

令和 7 年度の雇用保険料率 0.1%引き下げる案を示す(労政審の部会)

令和 6 年 12 月下旬に開催された「第 201 回 労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会」において、令和 7 年度の雇用保険料率（案）が示されました。

その内容を確認しておきましょう。

[次ページへ続く](#)

(参考) 令和7年度の雇用保険料率(案)

	令和6年度	令和7年度(案)
雇用保険料率(全体)	1.55%	1.45%
(内訳)		
失業等給付費等充当徴収保険率	0.8 %	0.7 %
育児休業給付費充当徴収保険率	0.4 %	0.4 %
二事業費充当徴収保険率	0.35%	0.35%

〈補足〉法律において、失業等給付費等充当徴収保険率〔失業等給付分の保険料率〕、育児休業給付費充当徴収保険率〔育児休業給付分の保険料率〕、二事業費充当徴収保険率〔二事業分の保険料率〕のそれぞれについて、弾力条項が設けられていますが、令和5年度決算を踏まえ、その基準等に照らして、失業等給付費等充当徴収保険率を0.8%から0.7%に引き下げる案が示されています。注. ひとまず、一般の事業に適用される雇用保険料率の案が示されています。

☆ 令和7年度の雇用保険料率は、前年度から0.1%（被保険者負担分0.05%、事業主負担分0.05%）引き下げる案が示されています。正式に決定しましたら、改めてお伝えします。

改正案

社会保障審議会年金部会において「106万円の壁」の撤廃などの方向性を示す

令和7年は、社会保障制度や税制について、大幅な見直しの議論が進められることになりそうです。そのポイントは

- (1) 短時間労働者への被用者保険の適用について、企業規模要件（従業員51人以上）および賃金要件（いわゆる106万円の壁）を撤廃する
〈補足〉就業調整に対応した保険料負担割合を変更できる特例を導入することについては、意見が一致せず、今後検討を深める。
- (2) 被用者保険の適用について、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消する
- (3) 在職老齢年金を見直す（廃止か、基準額の引き上げかについては引き続き検討）
- (4) 厚生年金保険の標準報酬月額の上限（現行65万円）の改定のルールを見直して新たな等級を追加する

※ (1)が実現すれば、(4分の3基準に該当しない) 短時間労働者への健康保険・厚生年金保険の適用の基準は、次のようになります。

現 行	見直し後（実現した場合）
☐ 勤務している事業所が、特定適用事業所（厚生年金保険の被保険者の総数が常時51人以上の規模の企業）又は任意特定適用事業所	☐ 削除
☐ 月額賃金8万8千円以上（いわゆる「年収106万円の壁」）	☐ 削除
☐ 1週間の所定労働時間が20時間以上	☐ 1週間の所定労働時間が20時間以上
☐ 学生でない	☐ 学生でない

☐ 上記のほか、全労働者に共通の適用要件（2か月を超える雇用の見込みがあること、年齢が健保＝75歳未満・厚年＝70歳未満であることなど）を満たしていること

お仕事
カレンダー
2月



2/10

●1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2/17

●2024年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付開始（～3/17）

2/28

●1月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
●2024年12月決算法人の確定申告と納税・2025年6月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
●3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
●じん肺健康管理実施状況報告の提出
●固定資産税（都市計画税）第4期分の納付（市区町村の指定日まで）

